

令和 3 年 3 月 5 日

第 1 回南知多町議会定例会会議録

1 議 事 日 程

3月5日(2日目)

日程第1 一般質問

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本優作 | 2番 | 鈴木浩二 |
| 3番 | 片山陽市 | 4番 | 小嶋完作 |
| 5番 | 内田保 | 6番 | 石垣菊蔵 |
| 7番 | 服部光男 | 8番 | 藤井満久 |
| 9番 | 吉原一治 | 10番 | 松本保 |
| 11番 | 榎戸陵友 | 12番 | 石黒充明 |

欠席議員 (なし)

4 説明のため出席した者の職・氏名

| | | | |
|--------|------|------------|------|
| 町長 | 石黒和彦 | 副町長 | 中川昌一 |
| 総務部長 | 田中嘉久 | 総務課長 | 内田純慈 |
| 防災安全課長 | 滝本功 | 税務課長 | 神谷和伸 |
| 企画部長 | 鈴木茂夫 | 企画課長 | 高田順平 |
| 検査財政課長 | 山下忠仁 | 地域振興課長 | 滝本恭史 |
| 建設経済部長 | 鈴木淳二 | 建設課長 | 山本剛 |
| 産業振興課長 | 奥川広康 | 水道課長 | 坂本有二 |
| 厚生部長 | 大岩幹治 | 福祉課長 | 相川和英 |
| 環境課長 | 富田和彦 | 保健介護課長 | 田中直之 |
| 住民課長 | 宮地利佳 | 教育長 | 高橋篤 |
| 教育部長 | 山下雅弘 | 学校教育課長 | 石黒俊光 |
| 社会教育課長 | 森崇史 | 学校給食センター所長 | 山本剛資 |

会 計 管 理 者
兼 出 納 室 長 山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 久 保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開議 9時30分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、3月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今朝、テレビからニュージーランド沖での巨大地震のニュースが流れていました。日本でも、来週の11日で東日本大震災から10年の節目になります。今、日本でも世界でも、各地、いつでもどこでも大地震が起こることは予想される中、海に囲まれている私たちの南知多町においては、大地震とともに起こる大津波にも常に備えを怠らず、地域の人たちと共に命を守る行動を心がけていきたいものです。

ここで、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

現在、愛知県の新型コロナウイルス感染状況は厳重警戒が続いています。新型コロナウイルス感染防止対策として、別室での傍聴とさせていただくことといたしました。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

ここで、発言する方に申し上げます。

聞き取りにくい場合がありますので、発言をする際にはマスクを外して発言してください。

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

今定例会では、コロナウイルス感染拡大防止及びコロナワクチン接種体制に執行部が万全を期すため、各常任委員長が委員の質問を取りまとめ、委員長の代表質問とします。

また、再質問は行いませんので、答弁は丁寧をお願いいたします。

最初に、6番、文教厚生委員長、石垣菊蔵議員。

○6番（石垣菊蔵君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

国内初の感染者を確認したのが令和2年1月15日、これが第1波の始まりでした。そして令和3年1月7日、愛知県の新規感染者は過去最多の431人に達しました。

町民の皆様には、長期に及ぶ生活環境の激変に見舞われ、また在宅勤務ができない、そして休めない、保育、医療、授産所や介護施設、そして教育現場などの皆様は、特定、不特定多数の方々と接し、不安を抱える中での激務、昨日の石黒町長同様、代表質問をしております議会から、私に関係者の皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、終息が見えない今、そして明日へのコロナウイルス感染に起因する課題、議案に対し、さらなる支援を求めるものでございます。

それでは、文教厚生委員会から、私が委員の意見を集約し、以下の質問をいたします。

質問事項1. 感染者及び濃厚接触者の支援について。

町内では、質問通告時点の2月5日現在、24名、昨日現在、28名の感染者が確認されております。軽症の感染者やその数倍となる濃厚接触者は、2週間程度の自宅待機を要請されるケースが多くなっており、日常生活に不便を強いられ、これからも絶対ないとは言いきれません。そういう方に対し、支援策はどのようなものがあるか、また、終息に向かうまでさらなる充実をする考えはあるか。

質問事項2. ワクチン接種について。

政府は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として蔓延の防止を図る目的で、優先順位を踏まえて実施していくことになり、本町でも実施されます。

そこで、以下の質問をいたします。

1番として、本町のコールセンターはどのような体制で行う予定か。また、高齢者等コールセンターへの予約が難しい方への配慮はどのように考えているか。

2番として、集団接種と個別接種の具体的な計画はどのようなものか。

3番、当日キャンセルがあった場合の対応はどうか。

4番、接種の推奨について、町はどのように考えているか。

5番、副反応対策や相談窓口の整備はどうか。

6番、他市町では、特設ページやチームを結成して町民に安心を提供する情報発信をしているが、本町はどのように考えているか。

質問事項3. 妊産婦・不妊治療中の方々への配慮について。

私たちの健康や生活様式など、あらゆる事柄にその影響が及んでいます。中には自らの感染を懸念し、大きな不安を抱え、妊娠、出産、育児への対応に悩んでいる妊産婦の方や不妊治療中の方々がいます。予定していた里帰り出産の自粛や、感染対策の立会い出産の見合せ、特定不妊治療中の夫婦にとっては治療の延期も余儀なくされている現状もあります。困難な時期ではありますが、安心して妊娠、出産、不妊治療等に臨める心のケアも含めたきめ細かな支援が必要と考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 国においては、特定不妊治療における対象年齢要件の緩和をはじめ、LINEでの医療相談、働く女性を守る母性健康管理指導事項連絡カード等、支援の各種情報を発信していますが、本町では必要な方に必要な情報が届くよう、ホームページなどで周知が必要と考えるがどうか。

2番、妊産婦の家族の感染や近親者の濃厚接触者を疑われた場合の一時的な居場所の確保やその費用の助成など、どのように考えているか。

3番、国は、ワクチン対象者に妊娠中の女性は推奨する対象から外すこととしているが、不安を取り除く対応策を考えているか。

最後の質問4. 子どもの教育環境について。

子どもたち、特に新1年生、小学生や中学校に入学して2週間余りで休校となり、新しい環境に慣れる時間もなく、学力低下や学力格差、心理面では、子ども自身や家庭、学校の負担も大きかったと思います。感染拡大のため、子どもたちは大変な努力を強いられ犠牲を払いました。このことは、子どもたちには大きな成果と誇りを与える反面、厳しい喪失感や虚脱感を生んでおり、それはこれからも続いていきます。

そこで、以下の質問をいたします。

1. 小・中学校休校等による子どもたちの学力や体力への影響はどうなったか。

2. 外出自粛などによる子どものスマホ依存やゲーム依存等の現状と対応はどうか。

3番、GIGAスクール構想が前倒しになった児童・生徒1人1台タブレットについて、子どもたちの活用状況はどうか。

質問は以上でございます。再質問はいたしませんので、執行部の実りある答弁をお願いいたします。以上です。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1. 感染者及び濃厚接触者となり、自宅待機を要請され、日常生活に不便を強いられる方に対して、支援策はどのようなものがあるか。また、終息に向かうまでさらに充実をする考えはあるかにつきまして、答弁させていただきます。

新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者となり、保健所から自宅待機を要請された方で、高齢者世帯や独り暮らしなど、親族等から支援を受けることが困難な方への支援策として、買物代行を実施しております。この支援は、感染等で自宅待機となった方の食料品や日用品を職員が代わりに買物を行い、御自宅に届ける支援です。

また、家庭内での感染防止策の一つとして、家庭内で感染者や濃厚接触者からの感染を予防するため、屋内を仕切るための透明ビニールシートの提供を行っております。

しかし、新型コロナウイルスの感染者及び濃厚接触者につきましては、保健所から町へは情報が入らないため、買物代行等の支援について直接対象者に御案内ができません。支援策は町ホームページで案内しているほか、町から保健所に情報提供し、対象者には保健所から御案内いただいております。これまでに1件の買物代行につながっております。

また、御本人からの利用申込みが難しい方については、本人に代わり知人等からの申込みにも柔軟に対応しますので、相談や問合せをしていただきたいと思いますと考えております。

なお、現時点で支援のさらなる充実は考えておりませんが、買物代行等の支援を行っていることを多くの方に知っていただきたいと思いますと考えております。日常生活で何か御相談がある場合は、まずは役場福祉課にお問合せいただくようお願いいたします。

続きまして、御質問2-1、本町のコールセンターはどのような体制で行う予定か。また、高齢者等、コールセンターへの予約が難しい方への配慮はどのように考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

コールセンターについては、ワクチン接種に係る町民からの問合せや集団接種の予約を受け付けることを目的としております。運営体制については、今後の状況により変更もあり得ますが、今のところ期間は3月15日から9月30日までの間の土・日、祝日を含む全ての日、時間は午前9時から午後5時まで、フリーダイヤルを3回線用意し、時期に合わせて1人から3人のオペレーターを従事させる予定です。現在、業者と委託契約を締結し、運営開始に向けて設置準備を進めているところです。

また、本町の集団接種予約方法については、電話が混雑しているときでも、期間中は24時間予約可能なインターネットブラウザやLINEアプリを用いたウェブ予約の機

能も準備しておりますが、高齢者等、ウェブの予約が難しい方につきましては、オペレーターと相談しながら予約ができる電話受付を利用させていただきたいと考えております。

また、ひとり暮らしの高齢者等については、職員が行っている高齢者見守り訪問の際に予約方法について周知を図り、民生委員の方が訪問する際にも周知への御協力をお願いしたいと考えております。

続きまして、御質問2-2、集団接種と個別接種の具体的な計画はどうなっているかにつきまして、答弁させていただきます。

本町の接種体制については、町が設置する会場で行う集団接種と町内のかかりつけ医などで行う個別接種を併用する形で実施することを計画しております。集団接種は5月から12月までの間の土曜日の午後に、町総合体育館、篠島開発総合センター及び日間賀小学校の3か所を巡回し、個別接種は5月から2月までの間、町内の各医療機関の診察時間などにおいて実施する計画です。

具体的な事務取扱として、国から示されている新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引などの情報に基づき、接種券などの通知は4月中旬頃から65歳以上の高齢者分を送付し、町としては5月から開始できるよう準備しております。予定どおり集団接種と個別接種が進めば、9月末までには高齢者全員が接種できる計画となっております。その他の方を含めると、12月中には国の想定する接種率70%に達する計画となっておりますが、必要量のワクチンが安定的に供給されるか、また、副反応に対する心配から接種控えが起こるのではないかなど不安要素もあり、予定どおりに進まないことも考えられます。町としましては、希望される方全ての方にワクチンの接種ができるよう、接種計画の円滑な実施に向けて、町民への周知・啓発、医療関係者との緊密な連携等に努めてまいります。

続きまして、御質問2-3、当日キャンセルがあった場合の対応はどうなっているかにつきまして、答弁させていただきます。

個別接種については、町内の各医療機関でそれぞれ対応させていただきます。

町が設置する会場で行う集団接種において当日キャンセルとなった場合は、ウェブまたはコールセンターへお電話にて後日改めて予約を取り直していただく必要がございます。なお、当日の会場での混乱を避けるため、キャンセル待ちへの対応は今のところ考えておりません。

新型コロナウイルスワクチンは、全世界で必要とされている大変貴重な医療資源です。

集団接種に用いる予定となっている米国ファイザー社製のワクチンにつきましては、長期保管する場合はマイナス75度で保管する必要があるため、接種の際に一旦解凍してしまうと再度冷凍して保存するなどできないため、当日のキャンセルで残ったワクチンは破棄をしなければなりません。つきましては、キャンセル手続はあらかじめ行っていただき、貴重なワクチンを無駄にすることがないように、御協力をお願いしてまいります。

つきまして、御質問2-4、接種の推奨については町はどのように考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、その発生以来多くの患者が生じ、健康を損なうとともに、医療提供体制に大きな負荷を及ぼしているほか、国民全体が感染防止対策の徹底を求められるなど、国民生活に大きな影響を与えております。

こうした中で、新型コロナウイルスワクチンについては、町民の皆様の生命と健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、さらには社会経済の安定につながることを期待されております。

町においては、国・県から提供される情報に基づき、ワクチン接種の有効性と安全性、接種後の通常起こり得る副反応やまれに生じる重い副反応、万が一の場合の予防接種健康被害救済制度について、町広報や町ホームページにて継続的な周知に努めながら、ワクチン接種によって感染拡大防止するため、努力してまいります。住民の一定割合以上の方が免疫を持ち、集団免疫を得ることで、新型コロナウイルス感染症から社会全体が守られるよう、できるだけ多くの方に接種していただきたいと考えております。

つきまして、御質問2-5、副反应对策や相談窓口の整備はどうかにつきまして、答弁させていただきます。

日本へ供給されている米国ファイザー社製のワクチンや、今後供給を計画している海外ワクチンでは、ワクチン接種後にワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや頭痛、倦怠感、筋肉痛等の事象が見られたことが論文等に発表されております。また、海外で実施されている予防接種においては、まれな頻度でアナフィラキシー、いわゆる急性アレルギー反応が発生したことが報告されています。アナフィラキシーが起きたときにはすぐに対応ができるように、集団接種会場や個別接種医療機関では、医薬品などの準備をしております。

また、ワクチン接種に関し、集団接種の予約受付及び一般的な相談については、現在、設置準備を進めております町のコールセンターで行います。副反応に関する専門的な相

談などについては、接種前にはかかりつけ医や専用ダイヤルへ御相談いただき、接種後には、接種した医療機関やかかりつけ医などを受診していただきますようお願いいたします。

なお、頻度の高い軽度の副反応はかかりつけ医等で対応し、さらなる専門的な対応が必要な場合は、様々な症状に総合的な対応ができる専門的医療機関が紹介されることとなります。この専門的医療機関については、現在、愛知県より協力依頼が行われております。

続きまして、御質問2-6、他市町では、特設ページやチームを結成して町民に安心を提供する情報発信をしているが、本町はどのように考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

情報発信につきましては、本町におきましても、令和3年2月2日に町ホームページで新型コロナウイルスワクチン接種の御案内を特設ページとして設け公開しております。また、広報3月1日号にも、「新型コロナウイルスワクチンの接種が始まります」という記事を掲載し、町民の方への周知に努めております。

なお、対象者の接種スケジュールの詳細は、現在のところ明確に国から示されておりませんが、町では既にチームを立ち上げ、全庁体制により迅速かつ円滑なワクチン接種に向けて準備を進めております。5月以降に高齢者の方から順次接種できるよう進めておりますので、開始時期等が決まりましたら、御案内してまいります。

続きまして、御質問3-1、本町では必要な方に必要な情報が届くようホームページなど周知が必要と考えるがどうかにつきまして、答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、子どもが欲しくても妊娠できず、体外受精や顕微授精といった特定不妊治療を受けている御夫婦に対し、経済的・精神的負担の軽減を図るため、治療費の一部助成を行う特定不妊治療助成事業をはじめとした各種支援について、国が情報発信をしております。こうした情報は、次世代育成支援の一環として重要なものであると認識しており、必要な方に必要な情報が直接届くよう、町ホームページや広報への掲載、リーフレットの配布といった周知は必要であると考えます。

今まで、町ホームページにおいて、町の事業である一般不妊治療費助成事業についての掲載が少なく、十分な情報発信ができていなかったため、国や県の情報と関連づけました。今後は、引き続き母性健康管理指導事項連絡カードは妊娠届出時に、不妊治療については健康相談の際など、機会あるごとに個別に必要な情報の提供を行うとともに、町ホームページなどで国や県の最新情報を紹介することで、不妊に悩まれる御夫婦の不

安を取り除き、安心して出産を迎えられるよう、情報発信と相談支援の充実に努めていきたいと考えております。

続きまして、御質問3-2、妊産婦の家族の感染や近親者の濃厚接触者を疑われた場合の一時的な居場所の確保やその費用の助成など、どのように考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、出産環境も変化している中で、妊産婦の方は特に不安を抱えやすい状況にあります。そのため、妊産婦の方々については、安心して出産ができるよう、寄り添った支援を行うなど、これまでも増して配慮が必要となります。

また、妊産婦自身が感染者や濃厚接触者になることに対する心配や不安も大きく、同居する家族も同様です。例えば、感染者の家族に妊産婦がいる場合には、感染者の重症度や個々の家族の状況、希望を踏まえ、感染者自身の入院や入所を保健所が判断することになります。

また、濃厚接触者となった場合には、検査が行われ、陽性の場合には症状の重症度や同居する妊産婦の特性等を総合的に勘案し、保健所が専門的な知識と経験に基づき、入院や入所の判断をします。なお、この場合の費用負担はありません。

入院施設及び軽症者等の宿泊療養施設の確保につきましても、愛知県が対応しておりますので、町が一時的な居場所を確保したり、その費用を助成するなどの考えはありませんが、町に相談があれば、妊婦の皆様に寄り添った支援を行ってまいります。

続きまして、御質問3-3、国はワクチン対象者に妊娠中の女性は推奨する対象から外すこととしているが、不安を取り除く対応等を考えているかにつきまして、答弁させていただきます。

ファイザー社製の新型コロナウイルスワクチンは、16歳以上の方を対象として薬事承認されましたが、臨床試験データが十分に集まっていないことを理由として、予防接種法第9条第1項に基づく接種の努力義務の対象から妊婦が外されることとなりました。ただし、海外の実使用経験などから、現時点で特段の懸念が認められているわけではありませんので、接種のメリットとデメリットをよく検討して接種を判断していただくこととなります。

なお、その他、武田・モデルナ社やアストラゼネカ社製のワクチンについては、現在のところ薬事承認が行われておらず、妊婦を対象とするかどうかは決まっておりません。

接種できる方がワクチン接種を受け、免疫をつけることにより、感染拡大を防ぐことで、接種ができない体質などの免疫を持たない方を間接的に守るとというのが、感染症の集団免疫の考え方でございます。

こうしたことから、病気や体質、状況により、ワクチン接種ができない方は、引き続き感染予防対策に努めていただき、また、接種が可能な方には、できるだけワクチン接種に御協力いただくことで、集団免疫力の向上につなげ、それが妊娠中の方をはじめ、町民の不安を取り除くことになると考えております。本町としましては、町民の皆様安心してワクチン接種いただけるよう、国・県から提供される正しい情報について、町ホームページなどで周知を図ってまいります。以上です。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問4-1、小・中学校休校等による子どもたちの学習や体力への影響はどうだったかにつきまして、答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、本町では3月2日から24日までの間及び4月8日から5月22日までの間、小・中学校の臨時休業を実施いたしました。

学習面への影響につきましては、前の学年の3学期以降の未実施分が残ってしまった上、新学年の年度当初の授業時間がなくなってしまう、学習の遅れへの懸念がありました。また、体力面においても、休業期間中は部活動も中止としており、自宅で過ごすことが多くなったため、体力の維持には影響があったと捉えています。

各学校においては、休業中、用意した課題を配付し、家庭学習に取り組ませるとともに、臨時の分散登校日を各校において設定いたしまして、新たな課題を配付し、家庭学習の進行状況の確認や相談を行ってまいりました。

また、学級担任が中心となり、家庭訪問や電話連絡を行うなど、子どもたちの家庭学習の状況把握に努め、学習の遅れに少しでも対応できるようにしてまいりました。さらに、学校再開の準備期間での分散登校では、前の学年末からの未履修分の学習を進めていきました。

学習の影響に直結する授業時数の確保につきましては、子どもたちの負担にならないように配慮しながら、履修内容を今年度中に終わられるよう、県内他市町では6月1日以降から学校再開をする中、南知多町では5月25日からいたしました。あわせて、夏

季休業期間を今年度に限って8月8日から20日と短縮し、授業時間の確保に努めました。

そのかいもあり、昨年度末、今年度当初の学習内容の遅れについては、10月中には取り戻すことができている。体力面での影響につきましても、できる限りの活動を確保し、各学校ごとに努力しています。

これからも、地域の感染状況を踏まえ、感染対策を適切に実施した上で工夫しながら、可能な限り学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの確保に努めてまいります。

続きまして、御質問4-2、外出自粛などによる子どものスマホ依存やゲーム依存等の現状と対応はどうかにつきまして、答弁させていただきます。

長期にわたる臨時休業の影響で、ゲームやインターネット上のコンテンツの閲覧、SNSでのやり取りに依存してしまい、日常生活に支障を来してしまうスマホ依存やゲーム依存が懸念されているところです。

本町では、臨時休業中、家でゲームばかりしていたという声を児童や保護者から聞いている学校もあり、児童・生徒の多くが家庭でスマホやゲームに多くの時間を費やしていたケースがあることを把握しておりますが、学校再開後の生活に影響しているという報告はありません。

各学校では、休業期間中に限らず、子どもたちにインターネットの利用について以前から継続して指導しておりますが、生活習慣を乱し、家庭学習や運動の時間、睡眠時間の確保の妨げになるようなスマホやゲームの使い方については、各家庭の協力を得ながら、適切な利用について引き続き指導してまいります。

御質問4-3、GIGAスクール構想が前倒しになった児童・生徒1人1台タブレットについて、子どもたちの活用状況等はどうかにつきまして、答弁させていただきます。

国のGIGAスクール構想実現を図るため、全小・中学校の校内通信ネットワークの整備工事を今月中旬までに終了する予定であります。タブレットの購入につきましても、当初1月中の納入を予定しておりましたが、タブレットの需要が高まる中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、製造が追いつかず、納品が遅れ、全ての配付の完了が今月中旬までとなる見込みであります。したがって、現在、子どもたちが活用するまで至っておりません。

既に通常の授業において、調べ学習、児童・生徒による発表やカメラ機能による写真や動画の記録、プログラミング学習などを実施している学校もありますが、今後1人1台使用できるため、教科書に掲載されているQRコードを読み取って各種資料を学習に

生かしたり、児童・生徒の習熟度に応じて問題が出題されるA Iドリル学習に取り組んだり、挙手によるのではなく、タブレットを通して自分の考えを発表し、学級全員で共有するなど、主体的で深い学びにつながる授業づくりができるようになります。それに向けて準備をするとともに、I C T支援員を増加し、教員や児童・生徒のタブレット活用をサポートする体制強化を図ることも検討しております。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

コロナに対する対応方策、答弁ありがとうございました。

本町では、保育所、小・中学校の児童・生徒のコロナ発症は1人と思っており、僅かであると思います。多少の不安があるものの、安心して通園・通学をしております。そして、この一般質問をするときには、中学生の皆さんは、式の規模縮小があっても、笑顔と涙と希望に満ちた卒業式を終え巣立ち、高校入試真ただ中にいると思っております。

昨年6月にも質問しました。3年生には最後の中学校生活、町や地域の諸行事がほぼ全面的と言えるように中止される中で、高橋教育長をはじめ、学校現場の先生方には、趣向を凝らし、万全なコロナ対策を講じ、親が共に参加することができない不満と反する不安にも応えながら多くのイベントが実施され、一祖父といたしましても、私からもお礼を申し上げます。ありがとうございました。

そして、今回の教育現場での感染抑制の実践、ワクチン接種ができない16歳未満の子どもたちを守るために、さらなる感染予防対策を望みます。コロナの封じ込め、安心できる教育現場のこれから、そして新たな実践計画などあれば、高橋教育長に答弁をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

御質問に対して、答弁させていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大、第3波では、町内の学校や保育所関係者で大人・子ども合わせて3名の方が感染してしまいました。しかし、幸いなことに重症化す

ることなく、現在は以前の生活に戻っています。これらのケースは全て家族内感染にとどまり、学校内や保育所内で感染拡大したケースはありませんでした。本人や御家族からの早めの連絡がとてもよかったと思っています。この場をお借りして感謝申し上げます。

これらのことから、今まで保護者の皆様に御協力いただきながら進めてきた各学校での感染拡大防止対策をこのまま続けていくことが大切だと考えています。各家庭では、毎日検温や健康観察をし、子どもたちの体調がよくない場合は登校させないようにしていただいています。学校では3密を避けて換気をし、集団生活ではマスク着用、活動内容を工夫するなど、新しい生活様式を守っています。当たり前のことではありますが、これらのことを地道に継続していきたいと考えています。

委員長からもありましたとおり、今回、16歳未満の子どもたちはワクチン接種の対象になっておりません。こうした子どもたちをコロナウイルスから守り、家族内感染を防ぐためには、副反応など心配なこともありますので、医師と御相談の上ではありますが、御家族にはぜひワクチン接種をお願いしたいと思います。

学校や保健所では現在できることはしています。さらに、安心できる教育のためには、地域の皆さんの御協力も必要です。できるだけ多くの方がワクチンを接種することで、地域社会が強い集団免疫を獲得し、子どもたちや妊婦の皆さんをみんなで守る体制ができることを願っています。

今後、教育委員会では、可能な限り子どもたちの学びと学校生活を守り、思い出になる大切な行事についてはどうしたらできるのかという方向で考え、実施していきたいと思っています。保護者の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。以上です。

(6番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

石垣議員。

○6番（石垣菊蔵君）

ありがとうございます。教育現場での対応、よろしく願いをいたします。

最後に、南知多町の新型コロナウイルス感染症対策本部機能をフルに稼働させ、予定されている5月のワクチン接種スタートに向けて、安心・安全、迅速、そして適切な運営を求め、私からの文教厚生委員会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で文教厚生委員長、石垣菊蔵議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時20分とします。

なお、ウイルス感染対策のため、休憩中は議場及び傍聴者の会議室の窓を開け、換気を行いますので、御協力をお願いします。

〔 休憩 10時10分 〕

〔 再開 10時20分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

次に、2番、総務建設委員長、鈴木浩二議員。

○2番（鈴木浩二君）

議長のお許しをいただきましたので、代表質問をいたします。

まず、新型コロナウイルスに罹患された方とその御家族に心よりお見舞いを申し上げます。

新型コロナウイルスの第3波と言われる高い山が日本全国を襲っています。緊急事態宣言は3月7日まで、現在は愛知県は2月28日で、首都圏は2週間ほど延長されました。県からの飲食店等への時短要請も発出され、不要不急の外出も多人数での外食も制限され、農業や漁業にも多大な影響が出ています。国や県からの支援策も多く出ていますが、町民の生活は多難であると言わざるを得ません。いまだ先が見えない状況で、政策効果の検証と今後の効果的な施策が必要と思います。

それでは、総務建設委員会から私が委員の意見を集約し、以下の質問をいたします。

大きい1番、アフターコロナ時代に向けて。

総務省が公表した令和2年7月、人口移動報告で、東京から他の都道府県への転出が転入を上回り転出超過となった。感染者の急増で転入が減り、252人の転出超過となったとの内容でした。職場や通勤時の密集を避けようと時差出勤やテレワークが導入され、テレワークの拡大に伴い、見直される制度や習慣もあります。本社機能を地方へ移転を決めた企業など、東京でなくても仕事ができるとの雰囲気が出ていて、首都圏や大都市圏で影響が強く受けていると思います。これからは、地方の存在が大きくクローズアップされると考えられます。

そこで、以下の質問をします。

1. 県の緊急措置としてテレワークの徹底を上げており、出勤者数約7割削減を目指

すとしていた。本町でも4月から5月は2名の実績があるが、その後はどうか。

2. 情報セキュリティ確保の観点等、今後に向けてテレワークを実施する問題点や課題は何か。

3. 12月議会では、充実したテレワーク環境、ワーキングスペースの整備や充実が求められると課題があったが、状況はどうか。

大きい2番としまして、避難所の感染拡大防止策について。

近年、全国的に多発している自然災害時における指定避難所の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について、以下の質問をします。

1. 災害の規模による命の危険度合いと感染リスクの判断基準及び発熱、せきなどの症状が出ているときにおける避難所への行動判断基準はどのように考えているか。

2. 発熱、せきなどの症状が出ている方の避難所スペース、これは隔離ですね、の確保はどうか。

大きい3番、経済対策、雇用対策等について。

新型コロナウイルスの影響で地域経済が低迷しております。税収の落ち込みで歳入減が予想されます。特に飲食業に関しては、他産業に比較して起業率も極めて高く、新陳代謝も盛んであることから、地域経済を考える上で戦略上重要な産業であります。コロナ禍の中、「人が集まる」「にぎやか」「飲食」のようなフレーズに触れる業種は様々な対策を打っていますが、本町の支援事業の成果と効果、さらに支援策を求めます。

そこで、以下の質問をします。

1. コロナ禍の町内での倒産・廃業、失業の実態は。

2. 来年度の予算への影響についてどのように考えているか。

3. 南知多町プレミアム付食事・宿泊券について、これ少し細かく質問します。

①全部で幾ら発行され、幾ら使用されたか。また、事業者の換金は知多信用金庫及び信漁連の窓口だが、1店舗ずつ換金額を把握しているか。

②この事業の効果・結果についてどのように考察しているか。

③第2弾をする考えはあるか。

④食事・宿泊券のほかに、生活必需品購入クーポン券は検討してはどうか。

続きまして、4. 水道料金の基本使用料及びメーター使用料について。

本町では、感染拡大に伴う町民の経済的な負担を軽減するため、令和2年度は6か月無料にしました。令和3年度も無料期間を設けるか検討しているか。

5. その他の料金の免除についてはどうか。

6. プレミアム券、水道料金のほかに、国・県・町からの個人向け、事業者向け等の様々な支援制度が設けられているが、それぞれの申請・支給の状況がどうなっているか。これは把握できる範囲で結構でございます。

7. 国の令和2年度第3次補正予算が決定されました。南知多町においてはどのぐらいの交付金が決定され、交付金でどんな支援事業を行うか考えているか。

再質問はいたしませんので、明確な答弁をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問1. アフターコロナ時代に向けてにつきまして、1-1と1-2は私、総務部長から、御質問の1-3は企画部長から答弁をさせていただきます。

それでは、御質問の1-1、県の緊急措置としてのテレワークの徹底について、本町でも4月から5月は2名の実績があるが、その後はどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第3波の拡大により、1月14日から愛知県にも再び緊急事態宣言が発出されました。これを受け、本町でも昨年4月から5月の緊急事態宣言期間と同様に、休日の勤務日への振替や時差出勤などと併せて、テレワークによる在宅勤務を弾力的に実施をいたしました。このうち、テレワークの実績につきましては、緊急事態宣言期間中の1月14日から2月末までに29人の職員が延べ58日間実施をいたしました。

本町は、昨年の12月から地方公共団体情報システム機構が実施する自治体テレワーク推進実証実験事業に参加し、セキュリティーを確保したテレワーク専用端末により、自宅からインターネット回線を経由して役場の自席端末へリモートアクセスする方法で、テレワークの推進を図ってまいりました。これによりまして、自席パソコンで行う作業と同様の作業を自宅で行えるようになり、実施実績が増えたと考えております。

続きまして、御質問の1-2、情報セキュリティー確保の観点等、今後に向けてテレワークを実施する問題点や課題は何かにつきまして、答弁をさせていただきます。

昨年12月以降に実施をいたしました自治体テレワーク推進実証実験事業におけるテレワークの実施状況を見ますと、窓口業務や現場対応がある部署、また個人情報の取扱い

の多い部署などは、業務上の理由などから実績が少なく、部署ごとの偏りが出ておりました。また、現在の紙文書による決裁方法では、テレワーク中に決裁が進まない、こういった指摘もありました。情報セキュリティーのほかにも、業務の性質や効率等の面から、人員配置、あるいは事務処理体制など、多くの課題がまだ残されていると、このように考えております。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問1-3、12月議会では、充実したテレワーク環境、ワーキングスペースの整備や充実が求められると課題があったが、状況はどうかにつきまして、答弁をさせていただきます。

12月議会の一般質問では、ウイズコロナと歩むまちづくりについて御質問をいただき、本町の豊かな自然、歴史・文化、人情味豊かな人々といった特徴がワーケーションの場として大きな可能性があり、その受皿として旅館・民宿などの宿泊施設や空き家などを活用して、サテライトオフィスやコワーキングスペース等としての利用を模索していく必要があると答弁させていただきました。

今回、アフターコロナ時代に向けてということで、その後の状況についての御質問でございますが、今のところ、民間の宿泊施設では数件、テレワーク、ワーケーションに興味があるというお話を伺っております。また、町におきましても、少し方向性は異なりますが、コロナ禍を経験した人々の意識・行動の変容を踏まえ、大都市一極集中から地方分散型の社会の実現へ向かう流れなどを捉えるため、地方でのサテライトオフィスなどを整備する地方創生テレワーク交付金の活用にはチャレンジをしておるところでございます。

現在、医療関係者にワクチン接種が始まったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に気を引き締めていかなければならない状況でございますが、今後もこのコロナ禍が生活スタイル、働き方の変化、あるいは大都市一極集中から地方分散型社会への流れなどにどのような影響を与えるのかを見極めながら、引き続き地域社会の活性化等に効果的な施策を模索していく必要があると考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、続きまして、御質問の２．避難所の感染拡大防止策につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、御質問の２－１、災害の危険度合いと感染リスクの判断基準及び発熱、せきなどの症状が出ているときにおける避難所への行動判断基準はどのように考えているかにつきまして、答弁をさせていただきます。

本町では、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するための標準的なマニュアルとして、愛知県が作成をいたしました愛知県避難所運営マニュアルを準用しております。また、このマニュアルの別冊としまして、市町村における感染防止対策の実効性を高めるため、平時の事前準備と災害時の対応で講じるべき対策について、県が令和２年７月に整理をしました避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを併せて準用しているところであります。

このガイドラインの中で、感染防止対策と避難形態について、避難先を検討する手順として、次のような分散避難の考え方が示されております。

まず初めに、ハザードマップで自宅の安全性を確認し、自宅が安全であれば自宅にとどまる在宅避難を検討してください。次に、自宅にリスクがある場合、安全な親戚・知人宅に避難が可能であればそこを避難先とする縁故避難を検討してください。最後に、在宅避難、縁故避難ができない場合、町が指定する避難所へ避難をしてください。

発熱、せきなどの症状が出ているときにおける避難行動につきましても、避難所における感染リスクを避ける観点から、避難所への避難だけでなく、こうした分散避難を検討していただくことが大変有効な対策となると、このように考えております。

続きまして、御質問２－２、発熱、せきなどの症状が出ている方の避難所スペース、隔離の確保はどうかについて、答弁をさせていただきます。

避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防のために、県のガイドラインでは、避難者の健康状態の確認、手洗い、せきエチケット等の基本的な対策の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気、スペースの確保と併せて、発熱、せきなどの症状が出ている方のための専用スペースを確保するとしております。

本町におきましては、この専用スペースを確保するため、避難所施設内の空き部屋や空きスペースを活用したり、間仕切りのパーティション、避難用テントを利用して、避難者の接触を避けるとともに、避難者の動線を考慮した避難所内の配置を想定してマニ

ュアル化を図っております。

また、避難所用備蓄品としてマスク、手指消毒用アルコール、非接触型体温計に加え、テント、簡易ベッドなどを新たに購入し、隔離スペースの確保に努めるとともに、感染対策を含めた避難所の開設・運営に関する職員の訓練を実施しております。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

続きまして、御質問3. 経済支援、雇用対策等につきまして、3-1、3-3、3-4は私、建設経済部長から、3-2は総務部長から、3-5、3-6、3-7は企画部長から答弁させていただきます。

それでは、御質問3-1、コロナ禍の町内での倒産・廃業、失業の実態はにつきまして、答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症が原因による倒産及び廃業につきましては、商工会・観光協会に確認したところ、現在ありません。

失業についての町内の実態を示すものはございませんが、半田公共職業安定所による町内の有効求職者数、いわゆる職を求めている人は、令和2年7月以降、対前年同月比で増が続いており、直近のデータ、令和2年12月の対前年同月比では、有効求職者数は126人、16.7%の増となっております。

町内ではございませんが、管内における失業等給付の基本手当受給者数も増加している状況です。また、社会福祉協議会への生活相談も増えていると聞いておりますので、このことから雇用環境が悪化していることが推測されます。以上です。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の3-2、来年度の予算への影響ということでございますが、町税への影響ということで答弁をさせていただきます。

来年度の町税全体の予算額を20億2,394万2,000円とし、前年度の予算額に対しまして8.5%、1億8,750万4,000円の減収と見込んでおります。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響としまして、入湯税において45%、900万円の減少を見込んでいるほか、個人の町民税が1,200万円、法人の町民税で1,480万円、固定資産税が7,040万円、この

合計、およそ1億620万円の減収となると考えております。

なお、固定資産税の減収見込み7,040万円につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の軽減措置によるものでありますが、この全額が国の交付金で補填されますので、新型コロナウイルス感染症の影響による減収額としましては、実質的にはこの額を除いた3,580万円と考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木淳二君）

御質問3-3、南知多町プレミアム付食事・宿泊券についてにつきまして、答弁させていただきます。

まず、1の幾ら発行され、現在幾ら使用されているか。店舗ごと換金額を把握しているかでございますが、発行につきましては、1枚1,000円の食事・宿泊券10枚つづり8,000冊、総枚数でいきますと8万枚、総額8,000万円分を発行しております。使用期限は2月末日までのため、既に使用期間は終了しておりますが、現在の使用実績は、役場に届いている使用済商品券分ではございますが、令和3年1月末日現在で6万1,476枚、使用率は76.8%です。また、店舗ごとの換金額につきましては、商品券裏面に参加店舗確認のため取扱店を記載していただくこととなっておりますので、店舗ごとの換金額を把握しておりますが、使用状況に差があるのが現状です。これはふだんの営業形態や営業時間の差によるほか、テークアウト対応など、営業努力により使用を伸ばした店舗もあると考察しております。

次に、2の事業の効果・結果でございますが、この事業への参加店舗は、内海・山海地区69軒、豊浜・豊丘地区26軒、大井・片名・師崎地区34軒、篠島地区24軒、日間賀島地区52軒となっております。

また、店舗の地区ごとの使用状況は、内海・山海地区2万2,144枚、豊浜・豊丘地区1万5,948枚、大井・片名・師崎地区1万1,193枚、篠島地区4,361枚、日間賀島地区7,830枚となっております。どの地区でも、一定の店舗の参加及び使用があり、コロナ禍において非常に助かったという意見もいただいておりますので、町全体で一定の経済効果があったものと考察しております。

次に、3のプレミアム商品券の第2弾を考えているかでございますが、飲食店・宿泊

施設の支援につきましては、再開が予定されている国のG o T oトラベル、G o T oイート、県の時短協力金などの支援がされておりますので、現在のところ商品券発行事業は考えておりません。

最後に、4の生活必需品購入クーポン券を検討してはどうかでございますが、生活支援策としては有効な策と考えられますが、今後、国・県の支援策を見ながら、本町にとって優先的に取り組むべき施策か検討してまいりたいと考えております。

続きまして、御質問3-4の水道料金の基本使用料及びメーター使用料について、令和3年度も無料期間を設けるか検討しているかにつきまして、答弁させていただきます。

令和2年度に実施しました水道料金の基本料金等の免除につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理と生活支援策といたしまして6か月分、7,359万円を免除させていただきました。令和3年度も無料期間を設けるか検討しているかにつきましては、今のところ、改めて水道基本料等の免除を行う考えはありませんが、先ほども答弁しましたとおり、限られた予算の中で何を優先的に取り組むべき施策か検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問3-5のその他の料金の免除についてはどうかにつきまして、答弁させていただきます。

その他の料金の免除ということでございますが、少し広くその他の料金などの減免ということで答弁をさせていただきます。

本町におきましては、水道料金の基本料金等の免除のほか、生活支援策として、保育所及び小・中学校の給食費を令和2年12月まで無償としていました。また、経済支援策として、緊急事態宣言期間における営業の休止及び縮小に対して、師崎港観光センター及び両島の渡船ターミナルの使用料の減免を実施しております。

これらの支援策を含め、今後につきましては、これまでの支援策のうち、幾つかについて継続して実施するかどうか、優先的に実施すべき施策は何かなどにつきまして、検討していきたいと考えております。

続きまして、御質問の3-6のプレミアム券、水道料金のほかに国・県・町からの個人向け、事業者向け等の様々な支援制度が設けられているが、それぞれの申請・支給の

状況がどうなっているのかにつきまして、答弁させていただきます。

まず、国の支援策といたしましては、住民一人一人に10万円を支給する特別定額給付金事業において、本町では7,116世帯、17億3,890万円の支給を行いました。また、そのほかの国の支援策としては、主なものとして持続化給付金、雇用調整助成金、家賃補助、経営継続補助金などがあり、そのほかにも多岐にわたる支援策がありますが、これらの国が直接実施する支援策の申請・支給の状況につきましては、現在のところ、多くは把握できておりません。

県の支援策としましては、緊急事態宣言中の飲食店の休業要請などに応じた場合の協力金事業において、本町分と合わせ258件、1億2,900万円の支給を行っています。また、理美容業者に対する協力金事業につきましては、本町分と合わせて35件、700万円の支給を行っております。県ではこのほか、愛知県融資制度による支援などがありますが、これらの県が直接実施する支援策の申請・支給の状況につきましても、現在のところ、多くは把握できておりません。

国・県が直接実施する支援策の申請・支給の状況につきましては、残念ながら多くは把握できておりませんが、今後情報収集に努め、町民の方の御意見を国・県に届けるなど努力をしております。

次に、本町の支援策としましては、南知多町経済対策信用保証料補助事業が実績で22件、183万3,000円、先ほど県の支援策で申し上げましたが、県とともに実施しました緊急事態宣言中の飲食店の休業要請などに応じた場合の協力金、理美容業者に対する協力金がございます。そのほかにも、離島救急患者搬送協力金、温泉施設維持管理交付金、宿泊促進補助、観光振興補助、子育て支援特別定額給付金、遺児手当受給対象者特別給付金、地域福祉サービス提供体制応援交付金、地域医療提供体制応援交付金、観光感染症対策補助など、国の1次、2次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、県とともに実施した飲食店が休業要請などに応じた場合の協力金などを除き、2月末時点で9,000万円を超える実績見込みがございます。

次に、国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免を実施しております。

国民健康保険税においては、1月末現在で、令和元年度分は、申請受付数467件のうち減免を実施した件数は434件、減免額1,653万円であります。令和2年度分は、申請受付数が481件のうち減免を実施した件数は446件、減免額1億2,730万6,000円あります。

令和元年分と令和2年分を合計しますと、減免額は1億4,383万6,000円であります。

介護保険料においては、2月末現在で、令和元年度分は、申請受付数280件のうち減免を実施した件数は262件、減免額252万2,000円であります。令和2年度分は、申請受付数が287件のうち減免を実施した件数は268件、減免額1,470万2,000円であります。令和元年分と令和2年分を合計しますと、減免額は1,722万4,000円であります。

後期高齢者医療保険料においては、2月末現在で、令和元年度分は、減免を実施した件数は71件、減免額79万9,000円であります。令和2年度分は、減免を実施した件数は79件、減免額539万6,000円であります。令和元年度分と令和2年度分を合計しますと、減免額は619万5,000円であります。

このほか、令和3年度課税に向けた新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の軽減措置がございますが、2月中旬までに450件の申請を受け付けております。軽減額等につきましては、現在、申請内容の審査等をしているところでございます。

続きまして、御質問3-7の国の令和2年度第3次補正予算が決定され、南知多町においてはどれぐらいの交付金が決定され、交付金でどんな支援策を行うかにつきまして、答弁をさせていただきます。

国の令和2年度第3次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額としまして1億4,092万5,000円の通知がございました。この臨時交付金を活用した支援策につきましては、現在、これまでの支援策のうち幾つかを継続して実施するかどうか、また、新たな支援策などにつきまして、町民の皆様をはじめ、国・県・近隣市町などからの情報収集に努め、感染症対策、生活支援、経済対策などについて検討を行っている段階でございます。事業を実施するに当たりましては、速やかに実施に移すため、補正予算での対応を考えております。どうぞよろしく願いたします。以上です。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

ありがとうございます。

昨年の我が国の経済を振り返ると、まさに新型コロナウイルスに翻弄された1年だっ

たと言えます。新型コロナ発生前にインバウンドやシニア需要で拡大傾向にあった宿泊、飲食、サービス業において、雇用機会が大きく失われました。こうした状況下、事業継続や家計の生活支援に資する政策を適時適切に実行していくことが必要であると思えます。

同時に、ワクチン接種により新型コロナウイルスを克服した後、いかにして経済を再び成長軌道に乗せるか、しっかり検討する必要があると思うが、町長はどう考えるか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

ただいまの鈴木議員より、2つの御質問をいただいたかと存じます。

1つは、コロナ禍において倒産や廃業を出さず、いかに事業を継続していくか。また、町民の家計への生活支援をどのようにしていくかと、もう一つは、新型コロナウイルスの感染を克服した後、本町の経済産業をいかにして復興させ、成長軌道に乗せるかとの質問であったと存じます。

まず、事業の継続、生活支援策のうち、事業の継続に係る経済対策でございます。

さきの答弁とも重なる部分があると思えますけれども、本町におきましては昨年、新型コロナウイルス感染症発生以降、急激に落ち込みました経済の対策としまして、急遽事業者の当面の運転資金を確保しやすくするため、セーフティネット保証等における信用保証料の補助制度を創設いたしました。

続きまして、緊急事態宣言が発出された4月以降においては、愛知県とともに直接事業者には休業協力金を支給し、休業補償と感染抑え込みの対策を行いました。その後、影響を特に受けました飲食・宿泊業の下支えのためのプレミアム付食事・宿泊券の発行事業や、感染が落ち着いた後にいち早く観光需要を取り戻すため、宿泊助成事業を行い、需要の喚起に努めております。これにより、コロナでダメージを受けた飲食・宿泊業の売上の落ち込みを少しはカバーできたのかなと思っております。

そして、生活支援策でございますが、国の特別定額給付金給付事業に加え、水道基本料金等の免除や保育所・学校等における給食費の無料化等を実施し、町民に寄り添う支援策を実施してまいりました。しかしながら、年末からの第3波により、せつかく持ち直しつつありました需要がなくなりまして、事業者の厳しい現実が続くと同時に、町民の家計の厳しさや活動の抑制から閉塞感・孤独感からの精神的な厳しさによる影響を今

懸念しているところであります。

そのため、来年度においても感染の波、新規感染者の増減などを見極めながら、議員御指摘の適時適切な事業継続や家庭生活支援の政策を行っていかねばならないと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症を克服した後、いかにして経済を再び成長軌道に乗せるかであります。

現在、県において行われている飲食店等への時短協力金以外にも、緊急事態宣言の影響緩和に係る支援金の支給が予定されており、このような売上げ減少に対する支援は、来年度も引き続き必要であると考えております。G o T o トラベル、G o T o イートの再開による飲食店、宿泊施設への支援も継続される計画となっております。

また、5月より順次、ワクチン接種も予定されており、新型コロナウイルス感染症も終息していくのではないかと期待をしております。

しかしながら、新しい生活様式が定着し、サービス業はじめ企業の経営環境は大きく変化してきております。例えば、観光業においては、新しい生活様式でG o T o トラベル、G o T o イートで見られるように、少人数での会食・宿泊が推奨され、団体旅行、宴会などは戻らないと考えておるようでございます。事業者は傷んだ経営基盤の下、こうしたコロナ終息後の変化に対応した設備投資や販路開拓、業態の転換などを行い、先に進んでいかねばなりません。

国では、令和2年度第3次補正予算では、事業再構築補助金という制度を新しく創設し、1兆円を超える今までにはない大きな予算額を計上いたしております。これは、コロナ後の経済社会の変化に対応するため、中小企業の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としているものであります。本町においても、こうした制度などを積極的に活用していただきまして、地域経済を牽引していく事業者を育成していかねばなりません。

また、今年度のような事業を継続するための支援も、いましばらくは必要かと考えられますが、コロナ禍後の成長に向けて、商工会や観光協会、漁業協同組合、農業協同組合、南知多プラスチック工業団地協同組合などの団体や個々の企業とも、知恵と労力を共に出し合いまして、成長軌道に乗るべく、伴走型での支援を行っていく必要があると考え、努力してまいります。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

鈴木議員。

○2番（鈴木浩二君）

適時、遅延のない施策をお願いして、代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で総務建設委員長、鈴木浩二議員の一般質問を終了いたします。

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

[散会 11時03分]

